

平成 29 年 11 月 14 日

東北経済産業局

## 旧一般ガスみなしガス小売事業者の指定旧供給区域等の 指定の解除(東北経済産業局所管分)について

東北経済産業局は、電気事業法等の一部を改正する等の法律(平成 27 年法律第 47 号。以下「改正法」といいます。)附則第 22 条第 2 項の規定に基づき旧一般ガスみなしガス小売事業者の指定旧供給区域等の指定を平成 30 年 3 月 1 日付けで解除することとしました。

### 1. 概要

平成 29 年 4 月のガス小売全面自由化に当たり、需要家の利益を保護する観点から、旧一般ガスみなしガス小売事業者と他のガス小売事業者や他燃料事業者との間に適正な競争関係が確保されていない供給区域を指定旧供給区域等として指定し、当該区域の旧一般ガスみなしガス小売事業者に対し経過措置料金規制を課しています(改正法附則第 22 条第 6 項の規定に基づく指定)。

今年 8 月、指定旧供給区域等での競争状況について、経過措置料金規制が課された事業者から報告を徴収したところ(ガス関係報告規則(平成 29 年経済産業省令第 16 号)附則第 3 条の規定に基づく報告徴収)、仙南ガス株式会社の指定旧供給区域等が指定の解除基準を満たしたことから、10 月 4 日から 11 月 2 日にかけて、指定の解除に関するパブリックコメントを実施しました。

パブリックコメントで提出された御意見や電力・ガス取引監視等委員会の意見も踏まえ検討を行った結果、平成 30 年 3 月 1 日付けで、仙南ガス株式会社の指定旧供給区域等の指定を解除することとしました(改正法附則第 22 条第 2 項の規定に基づく指定の解除)。

### 2. 参考

①指定旧供給区域等の指定について(平成 28 年 11 月 17 日)

[http://www.tohoku.meti.go.jp/s\\_shigen\\_ene/gas/topics/pdf/161117.pdf](http://www.tohoku.meti.go.jp/s_shigen_ene/gas/topics/pdf/161117.pdf)

②指定旧供給区域等及び指定旧供給地点の指定の解除(東北経済産業局所管分)に対する意見を募集します(平成 29 年 10 月 4 日)

[http://www.tohoku.meti.go.jp/s\\_shigen\\_ene/gas/topics/pdf/171004.pdf](http://www.tohoku.meti.go.jp/s_shigen_ene/gas/topics/pdf/171004.pdf)

③指定旧供給区域等及び指定旧供給地点の指定の解除(東北経済産業局所管分)に対する意見の募集の結果について(平成 29 年 11 月 10 日)

[http://www.tohoku.meti.go.jp/s\\_shigen\\_ene/gas/topics/171110.html](http://www.tohoku.meti.go.jp/s_shigen_ene/gas/topics/171110.html)

④指定旧供給区域等の指定解除について異存のない旨を回答しました(仙南ガス株式会社)(平成 29 年 11 月 13 日)

[http://www.tohoku.meti.go.jp/s\\_shigen\\_ene/torihikikanshi/topics/pdf/171114\\_1.pdf](http://www.tohoku.meti.go.jp/s_shigen_ene/torihikikanshi/topics/pdf/171114_1.pdf)

(本発表資料のお問い合わせ先)

東北経済産業局電力・ガス事業課長 田中 祐正

担当者: 早坂、氏家、阿部 電話:022-221-4941(直通)